

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 314
処分の種類	違反採石者への災害防止措置命令			
根拠法令条例等・条項	採石法第33条の13第2項			
処分の概要	無登録、無認可又は採取計画違反等の違反採石者に対する災害防止措置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考)採石法第33条の13第2項 第三十二条の規定に違反して採石業を行なった者又は第三十三条若しくは第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行なった者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			